

南海トラフ地震防災規定の作成が必要な事業所等

概ね次表において防火管理者が必要なもの

(1) 項	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 等
	ロ 公会堂又は集会場 等
(2) 項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ 等
	ロ 遊技場又はダンスホール 等
	ハ 性風俗関連特殊営業 等
	ニ カラオケボックス類 等
(3) 項	イ 待合、料理店 等
	ロ 飲食店 等
(4) 項	百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場 等
(5) 項	イ 旅館、ホテル又は宿泊所 等
(6) 項	イ 病院、診療所又は助産所 等
	ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム 等
	ハ 老人デイサービスセンター、児童養護施設 等
	ニ 幼稚園又は特別支援学校
(7) 項	小、中、高校、高専、大学 等
(8) 項	図書館、博物館、美術館 等
(9) 項	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 等
	ロ イ以外の公衆浴場 等
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 等
(11) 項	神社、寺院、教会 等
(13) 項	イ 自動車車庫又は駐車場 等
(15) 項	前各項に該当しない事業所 等
(16) 項	複数の用途からなる建物で上に掲げる用途が1つ以上入っている建物
(16の2) 項	地下街
(17) 項	文化財建築物 等

※(12) 項イ(工場又は作業場)にあつては、従業員が1,000人以上のもの。